

横浜市監査委員公表第9号

住民監査請求に係る監査結果の公表

(平成22年9月7日受付第114号)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成22年11月4日

横浜市監査委員

川内克忠

同

山口俊明

同

尾立孝司

同

川辺芳男

同

和田卓生

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成22年9月7日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は平成22年9月22日に証拠を提出するとともに、平成22年10月5日に陳述を行いました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、道路局職員が立ち会いました。

4 請求・陳述の要旨

(1) 請求する勧告の内容

「都市計画道路舞岡上郷線」（以下「舞上線」という。）の「仮設構造物」（以下「K1橋等」という。）に関して、K1橋の補修工事費及び長期的対策工事費の支出差止め、市有地である道路敷地の不法占拠の排除及びK1橋の撤去による原状回復並びに街路灯電気料及び土留鋼材購入費の償還請求に対する支出の差止めを求める。

(2) 請求の対象行為

ア K1橋補修工事費及び長期的対策工事費の支出差止め

K1橋等の維持管理や今後の整備の考え方について検討を行うことを目的として本年6月「舞岡上郷線検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が発足した。市は検討委員会の提言を受け、K1橋等の補修工事等を実施する予定であるが、補修工事等の検討以前に違法な状態を是正すべきであり、K1橋に対する補修工事費及び長期的対策工事費の支出差止めを求める。

イ 市有地である道路敷地の不法占拠の排除

平成2年5月締結の「舞上線の建設に関連する道路整備に伴う工事費の分担に

関する覚書」（以下「覚書」という。）により東急建設株式会社（以下「東急建設」という。）が建設したK1橋は、舞上線にとって必要性がないため、当初の設計図にはなく、現在も有用性もなく公益性も公共性も認められない構造物である。このK1橋は、市有地である道路敷地（栄区上郷町字深田486-15ほか）にあり、東急建設による補修もない危険な状態で20年間不法占拠されており、市はこの状態を看過・放置してきた。これらの事実は市の財産の管理を怠る事実と相当するので、不法占拠を排除するよう措置を求める。

また、都市計画法第29条による開発行為の許可以前にK1橋等の建設を行った東急建設の開発行為は、同法に違反する開発工事であるため、原因者である東急建設の負担によりK1橋を撤去し、当初の設計図通りに原状回復・埋め戻しを行うよう措置を求める。

ウ 街路灯電気料及び土留鋼材購入費の償還請求に対する支出の差止め

覚書は上郷開発許可取得を既定の事実として締結された便宜供与の約束であり、公序良俗に反する違法性を帯びた契約であるが、東急建設は、この覚書を根拠にして、これまでに推定800万円の街路灯電気料を無償で負担しており、また、同様に土留鋼材購入費を無償で負担している。これらは市の不当利得と考えられ、受納手続もなく違法であるが、東急建設の不法原因給付とも考えられるので、償還請求に対して請求金の全部又は一部を支払うことは、市の財産に損害を与える行為となるので、支出が行われないよう差止めを求める。

(3) 請求対象行為の違法性について

ア 市は開発許可を既定事実として扱い、見返りに東急建設は工事費を負担

覚書を根拠として東急建設は横浜市的设计図に存在しないK1橋及び地下道のみずからの経費負担によって敷設し、また舞上線の街路灯電気料を負担するという状態が継続している。このほか土留鋼材購入費等多くを負担している。これは、市の通知した暫定整備協力要請に東急建設が対応したものと推量されるが、結果的には、この覚書は開発許可を既定の事実として便宜供与の約束を行ったものであり公序良俗に反して違法である。

イ 覚書があるから危険であっても道路の補修ができない

現在1日あたり路線バスを含め1万4千台が利用する舞上線は環状3号線と環状4号線を結ぶ重要な動脈道路である。この舞上線は20年間暫定2車線のまま、

公道として公示もない仮設状態で供用された結果、橋梁及び路床の土留部分などの腐朽が激しく、いずれ崩落事故が起きてもおかしくない危険な状態となっている。これは覚書に拘束されて独自に横浜市が補修し、本格工事に取り組むことができないことに起因する違法状態が継続している。

ウ 市と東急建設は、開発認識という点で一致

K 1 橋は開発計画と一体不可分の重要施設である。このK 1 橋の建設について横浜市道路局は「K 1 橋については開発に必要な通路を確保するためのものであることから事業者側の負担により施工した」と開発行為として認識しており、また東急建設も「費用負担その他はあくまで開発条件の前倒し履行と考えている」として、開発行為と認識している。K 1 橋等工事は開発行為であるという認識については両者の食い違いはないのである。また住民が入手した横浜市と東急建設、松里総業が協議した際の手書きメモの分担表によると、その欄外に「事業者（負担）については、開発工事の一環」という文字が判読できる。ここでも開発行為として認識されているのである。

エ 事業許可前（無資格者）の開発行為は都市計画法第29条違反である

東急建設のK 1 橋等の建造時期は平成2年8月以前、東急建設が上郷開発計画について都市計画法第29条に基づく許可申請を行ったのは平成4年1月である。横浜市も東急建設も開発行為として認識しているK 1 橋等工事は、都市計画法第29条違反に該当する。ちなみに都市計画法第29条は、許可前に開発行為を認める規定はない。仮に覚書が有効であると仮定しても、K 1 橋等工事着工に関しては都市計画法第29条許可を停止条件とする工事分担契約であるから、東急建設が都市計画法第29条許可以前に工事等の開発行為は許されない。言い換えをするならば、東急建設は横浜市建築局による宅地開発事前審査の過程にある開発事業予定者ではあっても開発事業者ではなく、その身分を取得していない無資格者が開発行為に着手することは違法行為であることは言をまたない。

オ K 1 橋は必要がなかったから設計図にあるはずがなく、公共性・公益性もない

K 1 橋は横浜市と東急建設が覚書に基づき、設計図に記載されない違法状態で工事が実施された。K 1 橋が設計図になかった理由は舞上線暫定2車線建設にあたって道路施設として想定外であり必要がなかったからである。横浜市は、公益上必要がなかったにもかかわらずK 1 橋建設を認め、公道の地下部分を長期間東

急建設に占有させてきた。道路認定後の区域決定、公示という手続の任務も放棄し、道路法の適用のない無法状態が継続している。公共性も公益性もなく私的利益に奉仕する違法に建設された構造物であるから、原因者負担において埋め戻し、構造物の撤去を行うべきである。

カ 鋼材および電気料一償還する根拠がない

覚書に基づいて東急建設は、K1橋等を含む道路構造物（鋼材及び電気料）の費用負担をしているが、「K1橋と鋼材が市に帰属する場合であっても付帯する権利（請求権）を留保する」としており、所有権を放棄していない。K1橋や鋼材が横浜市に帰属した場合には、K1橋工事費、電気料、鋼材費等を請求してくる蓋然性が高い。K1橋について横浜市は民法の付合条項に基づき所有権を主張するが、同じ論法で鋼材費も横浜市に帰属することになる。これらは横浜市の不当利得とも考えられるが、東急建設の不法原因給付とも考えられる。東急建設の請求は根拠を欠いているので、請求額の全部または一部でも償還に応じることは横浜市の財産に損失を与える不当支出になるので支払うべきではない。

キ 横浜市の財産管理を怠る行為が継続されている

横浜市は「今回の開発の中で開発事業者に道路整備をさせることは経緯からしても自然なこと」としている。開発条件としてはありえないことではないと思われるが、K1橋の工事实施は都市計画法第29条許可という条件を欠いており重大かつ明白な違法行為である。20年間こうした横浜市の財産管理を怠る行為である違法状態が放置されてきたことは驚きである。現在宙吊り状態にあるがK1橋を含む上郷開発計画は横浜市と東急建設との馴れ合い癒着構造によって推進されてきたものである。今後かような違法状態を発生させないチェックシステムが必要と考えるが、監査委員会の勧告をお願いしたい。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成22年10月5日に道路局職員から陳述を聴取しました。

2 関係職員の陳述の要旨

(1) 補修等の支出について

請求人は、K1橋は違法状態にあり、これらに対する補修費等の支出の差止め等を求めています。道路局では、検討委員会より、K1橋は「補修等の対応をしなければ強度が低下する恐れがある」ことから、「『市は不動産の付合により橋梁の所有権を取得している。（民法第242条）』との法的な見解は常識的であり妥当なもの」、「道路管理者に所有権が無くとも管理責任を問われた」事例もあること、「市が安全対策として補修工事を行うことは当然と言える」といった中間報告書の提出を受けています。したがって、市民の安全を最優先に考え、速やかに補修・補強工事を行います。なお、短期的な対策を行う旨を開発事業予定者に伝え、基本的な了承を得ています。

(2) 仮設橋K1の財産管理について

請求人は、K1橋は当初設計図にもなく、現在も有用性、公益性及び公共性が認められないと主張していますが、K1橋については、平成元年9月の「都市計画道路舞岡上郷線の暫定整備に協力してください」との「宅地開発事前審査通知書（以下「審査通知書」という。）に基づき、開発事業予定者と協議を行い、平成2年5月に工事分担に関する覚書を結んだものです。この覚書に基づき開発事業予定者の負担で施行されたため、市の当初設計図には含まれていません。市の当初設計図に含まれていませんが、有用性、公益性及び公共性については、舞上線の両側の歩道からK1橋下に至る歩行者用の通路が整備されているように、沿道を横断する機能を確保するためにも必要なものです。

次に、請求人は、K1橋は開発事業予定者による補修もなく危険な状態であると主張していますが、維持管理に関する覚書により、照明以外の道路施設の舗装面の補修等の維持管理は市が行っています。K1橋の安全性については、平成12年度と20年度に現橋等調査を実施し、確認を行った結果、緊急性のある損傷は認められておらず、具体的な補修を実施する必要がなかったものです。なお、検討委員会でも現状で構造強度を満足していることが確認されていますが、「補修等の対応をしな

ければ強度が低下する恐れがあること」との提言を受けましたので、短期的対策を行う旨を開発事業予定者に伝え、基本的な了承をいただいております。

また、請求人は、不法占拠が20年間継続していると主張していますが、K1橋は「審査通知書」に基づき、開発事業予定者と協議を行い整備されたもので、また、検討委員会から「『横浜市は不動産の付合により橋梁の所有権を取得している。』（民法第242条）との法的な見解は常識的であり妥当なもの』との中間報告を受けており、開発事業予定者がK1橋を不法占拠しているとは考えていません。

(3) 仮設橋K1の原状回復・埋め戻しについて

請求人は、都市計画法第29条の開発許可以前に東急建設がK1橋を建設した行為は、同法に違反する開発工事であり、原因者負担により当初設計図通りに原状回復・埋め戻しを行うよう求めています。また、「審査通知書」に基づく舞上線の暫定整備への協力は、開発事業とは別の本市の道路事業である暫定2車線整備に対する行政指導の項目の一つであり、開発行為には該当しないと考えています。

なお、K1橋は沿道を横断する機能を確保するためにも必要であり、検討委員会の提言により、市民の安全を最優先に考え、速やかに補修・補強工事を行う予定です。

(4) 覚書による電気料及び土留鋼材費の負担について

請求人は、覚書は上郷開発許可取得を既定の事実として締結された便宜供与の約束で、公序良俗に反する違法性を帯びた契約である。この覚書を根拠に開発事業者が負担した電気料及び土留鋼材費は、不当利得の償還請求対象とならない不法原因給付とも考えられ、償還請求に対して全部又は一部を支払うことは市の財産に損害を与える行為であると主張していますが、舞上線の暫定整備への協力は、前述のとおり、「審査通知書」に基づく行政指導の項目の一つであり、公序良俗に反するものではありません。また、本市として開発許可を約束したものではありません。

なお、開発事業予定者は、規模を縮小してでも開発を行いたいとの意向であると聞いていますので、現時点で横浜市に対して償還を請求する可能性は低いと考えています。

第4 監査対象事項の決定

請求書及び同請求書に添付された事実証明書並びに提出された証拠及び請求人の陳述を検討し、監査対象事項を次のとおり決定しました。

- 1 K1橋に対する補修工事費の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。
- 2 市有地である道路敷地の管理が、不法占拠の状態を看過・放置してきた違法又は不当な財産の管理を怠る事実に関連するか否か。

なお、K1橋に対する長期的対策工事費の支出差止め並びに街路灯電気料及び土留鋼材購入費の償還請求に対する支出の差止めについては、次の理由により、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査の対象から除外しました。

(理由)

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為について、当該行為がいまだなされていない場合、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測されることが請求の要件とされています。

長期的対策工事については、今後、検討委員会の提言等をもとに横浜市の対応について検討される見込みに過ぎず、工事費の支出が、相当の確実さをもって予測される状態にあるとは認められません。

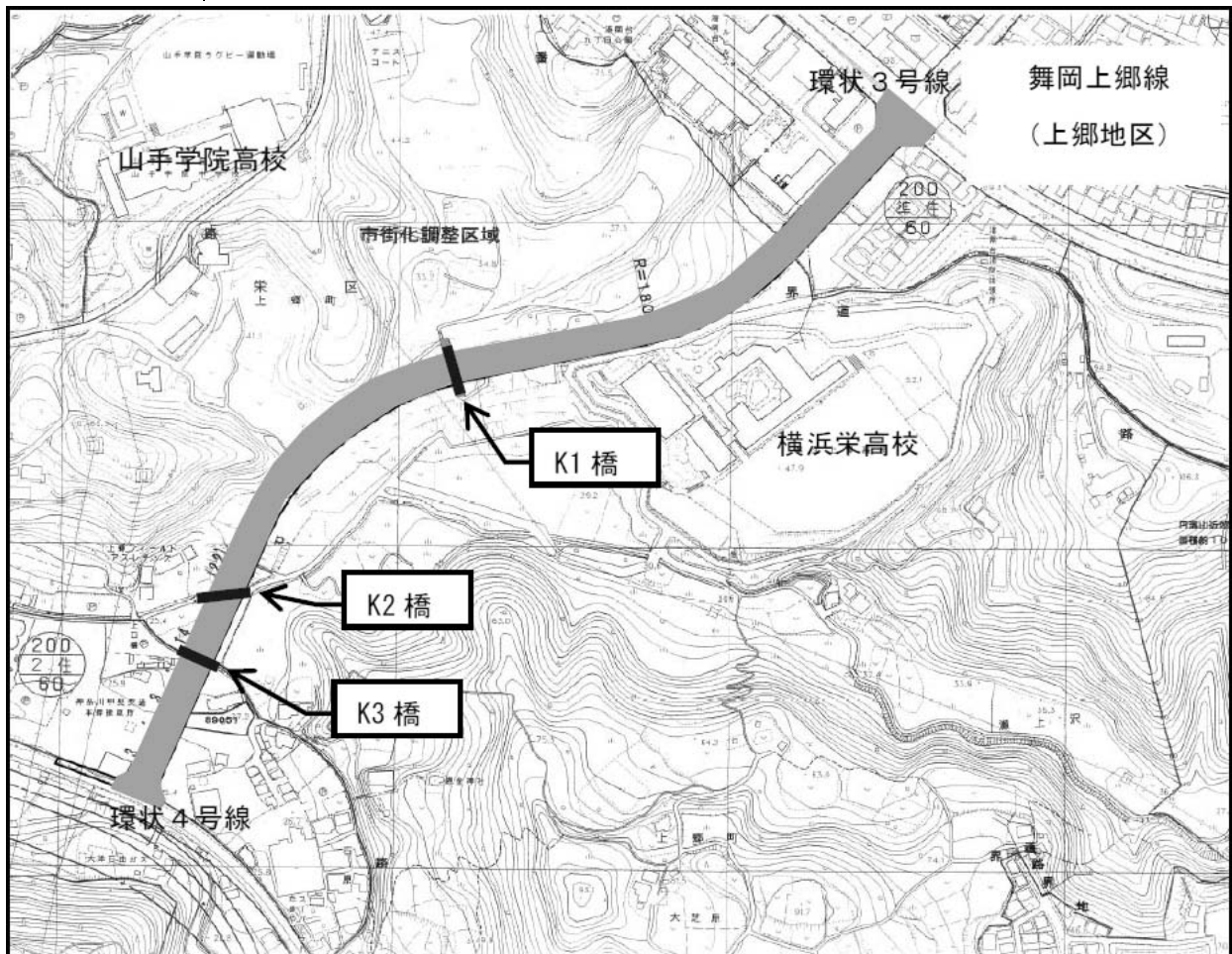
また、街路灯電気料及び土留鋼材購入費についても、開発事業予定者が横浜市に対して償還を請求することが、相当の確実さをもって予測される状態にあるとは認められません。

第5 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めました。

1 舞上線建設の経緯

S55. 12	舞岡上郷線の事業認可取得
S62. 9	舞岡上郷線街路整備工事（港南区側より4車線で工事開始）
S63. 10	「上郷開発計画にかかる基本条件について（通知）」を提示（昭和63年10月26日付都土第450号）
S63. 11	舞岡上郷線街路整備工事（暫定2車線で整備）
H元. 9	「宅地開発事前審査通知書」を提示（平成元年9月11日付建宅二第104号）
H2. 5	覚書（工事費分担）の締結
H2. 8	覚書（維持管理）の締結
H2. 8	暫定供用開始
H5. 3	路線認定（市道光明寺第434号線）
H13. 3	仮設構造物等について健全度調査の実施
H21. 2	仮設構造物等について健全度調査の再度実施
H22. 6	舞岡上郷線検討委員会を設置
H22. 9	舞岡上郷線検討委員会の中間報告書提出



「平成22年9月9日付記者発表資料（道路局建設課）」より

2 「上郷開発計画にかかる基本条件について（通知）」及び「宅地開発事前審査通知書」について

昭和63年10月26日付都土第450号「上郷開発計画にかかる基本条件について（通知）」及び平成元年9月11日付建宅二第104号「宅地開発事前審査通知書」では、舞上線の整備、舞上線の事業用地について、本市へ帰属できるよう地権者の協力をとりつけること等が記載されていることが認められました。

3 工事費分担に関する覚書（平成2年5月11日付）について

舞上線の建設に関連する道路整備に伴う工事費の分担では、「都市計画道路舞岡上郷線暫定供用に伴う開発事業者負担工事内訳書」において、「土留鋼材購入費」、「横断架道橋工」、「街路照明灯の電気料金」等について、開発事業予定者が負担するとした覚書が締結されていることが認められました。

4 維持管理に関する覚書（平成2年8月23日付）について

上郷開発事業の都市計画法第29条の許認可を取得するまでの間、舞上線の維持管理については、照明施設の維持管理及び電気料は東急建設等が負担し、照明施設以外の道路施設の維持管理は市が負担するとした覚書が締結されていることが認められました。

5 K1橋等の管理状況について

市では、平成12年度と20年度に、K1橋等の安全性を確認するため、損傷状況や損傷程度を把握する内容の現橋調査を実施していたことが認められます。

6 検討委員会の中間報告について

平成22年9月9日に、検討委員会から、最終報告に先立ち短期的な対策（仮設構造物の補修・補強対策）をとりまとめた中間報告が提出されました。主な内容は次のとおりです。

(1) K1橋等の補修について

K1橋等の構造物について、現状では構造強度を満足しているが、現橋調査の結果、速やかに補修等を行う必要があると判定された。市民の安全を最優先に考え、横浜市は速やかに補修・補強工事を実施すべきであり、また、道路管理者に所有権が無くとも管理責任を問われた鹿島田跨線橋転落事故の事例もあり、本件において横浜市が安全対策として補修工事を行うことは当然と言える。

(2) K1橋等の所有権の帰属について

所有権の帰属については、平成2年5月の工事費分担に関する覚書により、K1橋の工事等を開発事業予定者が負担することを、横浜市と開発事業予定者間で合意し、施工したことは確認できるが、帰属に関する書面等については確認することができなかった。「本件市道における土地は不動産であり、その所有者は横浜市である。また、道路の橋梁は、道路の機能を保持するために『従として土地に付合した物』である。従って、横浜市は不動産の付合により橋梁の所有権を取得している。」（民法第242条）との法的な見解は、常識的であり妥当なものと言える。

7 監査委員による現地調査について

平成22年9月25日に、監査委員がK1橋等の現地調査を行ったところ、K1橋等については、道路と一体の構造となっていることが認められました。

なお、市の所有している土地にある鋼材等については、付合（民法第242条）により所有権を取得している可能性があります。

また、K1橋下の通路については、開発事業予定者が実際に占有していることをうかがわせるような状況は認められませんでした。



第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

1 K1橋に対する補修工事費の支出が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

請求人は、違法状態であるK1橋に補修工事費を支出することは、違法又は不当な公金の支出に該当すると主張していますが、認定した事実によれば、K1橋については、市が維持管理している道路と一体の構造となっており、また、市が定期的（平成12年度・平成20年度）にK1橋の現橋調査を行い安全面の確認を行っていることから、市がK1橋について維持管理をしている実態があると認められます。

また、維持管理に関する覚書に基づき、舞上線の照明施設以外の道路施設の維持管理は市が行うこととなっており、さらに、補修工事を行うことについても開発事業予

定者から基本的な了承を得ていることから、横浜市には、管理者としてK 1 橋の維持管理を行う責任があるといえます。

したがって、横浜市が安全対策としてK 1 橋の補修工事を行うことは、違法又は不当な公金の支出に該当しないことが認められます。

2 市有地である道路敷地の管理が、不法占拠の状態を看過・放置してきた違法又は不当な財産の管理を怠る事実には該当するか否か。

請求人は、市有地である道路敷地はK 1 橋による不法占拠の状態にあり、また、その建設は、都市計画法第29条の開発許可前に開発事業予定者が行った開発工事であるとして、不法占拠の排除及び埋め戻しによる現状回復の措置を求めています。提出された証拠、陳述及び監査委員による現地調査の結果によれば、開発事業予定者が実際にK 1 橋下の通路を占有していることをうかがわせるような状況は認められませんでした。なお、K 1 橋は、道路整備事業のなかで、横浜市と開発事業予定者が合意した工事費分担に関する覚書に基づき施工されたものであることが認められます。

したがって、不法占拠を前提とする請求人の主張は、その前提を欠いており、違法又は不当な財産の管理を怠る事実には該当しないことが認められます。

3 結論

以上のとおり、補修工事費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるとは認められませんでした。

また、財産の管理を怠る事実があることも認められませんでした。

よって請求人の主張には理由がないものと判断しました。

参 考（住民監査請求書）

1 横浜市長に関する措置請求の要旨

都市計画道路舞岡上郷線のK 1等の不法占拠の解消と原状回復等を求める職員措置請求

都市計画道路舞岡上郷線（以下、舞上線）の仮設構造物の維持管理や今後の整備の考え方について検討を行うことを目的として本年6月舞上線検討委員会（以下、検討委員会）が発足した。横浜市は検討委員会の諮問を受け仮設橋K 1を含む補修工事等を実施する予定であると聞く。しかし平成22年9月時点においても「舞上線の建設に関連する道路整備に伴う工事費の分担に関する覚書」（平成2年5月締結。以下覚書）の各条項に基づくとところの下記に列挙した違法状態が継続されている。補修工事等の検討以前の問題としてかかる違法な状態を是正することが先ず解決すべき課題であり、監査委員会におかれては下記列挙した事項について横浜市長に対し現状の違法状態の解消を求め、かつ目下検討中のK 1に対する不当支出を行うことのないよう是正勧告および職員措置を求めたい。

- (1) 「覚書」により東急建設株式会社（以下東急建設）が建設した仮設橋K 1は舞上線にとって必要性がないためしたがって当初設計図にもなく、現在も有用性もなく公益性も公共性も認められない構造物である。東急建設による補修もない危険な状態で市有地である道路敷地（栄区上郷町字深田486-15ほか）の不法占拠が20年間継続しており、通行者の安全が懸念されているが、横浜市はかかる状態を看過・放置してきた。この事実は横浜市の財産の管理を怠る事実と相当するのでかかる不法占拠を排除するよう勧告を求める。
- (2) 都市計画法29条許可の取得以前（現在も許可されていない）に仮設橋K 1建設を行った東急建設の開発行為は、都市計画法29条に違反する開発工事であるから、その構造物を撤去し、その費用は原因者負担により舞上線の当初の設計図通りに原状回復・埋め戻しを行うように勧告を求める。
- (3) 「覚書」は上郷開発許可取得を既定の事実とみなして締結された便宜供与の約束である。公序良俗に反する違法性を帯びた契約である。この覚書を根拠にして舞上線の街路灯電気料（以下電気料）を東急建設がこれまで推定 800万円を無償で負担しており、これは横浜市の不当利得と考えられ、受納手続もなく違法である。しかしながら東急建設の不法原因給付とも考えられるので、償還請求に対して電気料の全部または一部を支払うことは横浜市の財産に損害を与える行為になるのでかような支出が行わ

れることのないよう勧告を求める。

- (4) 上記と同様に「覚書」を根拠にして土留鋼材購入費を東急建設が無償で負担している事実は、不当利得と考えられ、上記同様受納手続きもなく違法である。しかしながら東急建設の不法原因給付とも考えられるので、費用償還請求に対して土留鋼材購入費の全部または一部を支払うことは横浜市の財産に損害を与える行為になるのかのような支出が行われることのないよう勧告を求める。

2 K 1 建設の違法性に関する事実証明（経過および事実、添付資料 1～7）

- (1) 市は開発許可を既定事実の扱い、見返りに東急は工事費負担

横浜市と東急建設株式会社（以下、東急建設）は平成 2 年 5 月舞上線の建設に関連する道路整備に伴う工事費の分担に関する覚書を締結し、この覚書を根拠として東急建設は横浜市的设计図に存在しない仮設橋 K 1 及び地下道を自らの経費負担によって敷設し、また舞上線の街路灯電気料を負担するという状態が継続している（本年 6 月住民請願に対する市長回答）。このほか土留鋼材購入費、盛土部軟弱地盤改良工事費（ジオドレーン工等）、仮遊水池設置工事その他など多くを負担している。なぜこうした分担を行い、東急建設が工事を行ったのか。暫定整備協力要請（宅地開発事前審査通知書、平成元年 9 月 11 日）に東急建設が対応したものと推量されるが、結果的にはこの覚書は開発許可を既定の事実として便宜供与の約束を行ったものであり公序良俗に反して違法である。（資料 1－覚書、分担工事取決め、街灯電気料金負担、工事分担の手書きのメモ）

- (2) 「覚書」があるから危険であっても道路の補修ができない

現在 1 日あたり路線バスを含め 1 万 4 千台（直近の 12 時間調査データ）が利用する舞上線は環状 3 号線と環状 4 号線を結ぶ重要な動脈道路である。平成 2 年に供用開始、平成 5 年道路認定、現在は 4 車線化の工事中と位置づけられている。この舞上線は 20 年間暫定 2 車線のまま、公道として公示もない仮設状態で供用された結果、橋梁及び路床の土留部分などの腐朽が激しく、いずれ崩落事故が起きてもおかしくない危険な状態となっている。これは覚書に拘束されて独自に横浜市が補修し、本格工事に取り組むことができないことに起因する違法状態が継続している。（資料 2－①荒廃の舞上線 ②覚書に拘束されて身動きがとれないとする担当者）

- (3) K 1 は「開発に必要な通路」（市）、「開発の前倒し条件の履行」（東急）、開発認識で市と東急は一致

仮設橋K1は、上郷開発事業のそれがなければ舞上線沿線両側を一体とする開発が成立しない、開発計画と一体不可分の重要施設である。（資料3－東急建設の都市計画提案資料から）

このK1の建設について横浜市道路局は「K1橋については開発に必要な通路を確保するためのものであることから（横浜市ではなく）事業者側の負担により施工した」（「上郷開発から縁地を守る署名の会」の本年6月7日付公開質問状に対する7月30日付川口道路局長回答）と開発行為として認識しており、また東急建設も「費用負担その他はあくまで開発条件の前倒し履行と考えている」（第2回舞上線検討委員会資料）として開発行為として認識している。K1工事は開発行為であるという認識については両者の食い違いはないのである。（資料4－第2回舞上線検討委員会提出資料の関連資料）。また住民が入手した「暫定工事に伴う設計外工事（平成2年2月27日）」について横浜市、東急建設、松里総業が協議した際の手書きメモの分担表があるが、その欄外に「事業者（負担）については、開発工事の一環」という文字が判読できる。ここでも開発行為として認識されているのである。（資料1－工事分担の手書きのメモ）

(4) 事業許可前（無資格者）の開発行為は都計法29条違反であることに無感覚

東急建設のK1仮設橋の建造時期は平成2年8月以前、東急建設が上郷開発計画について都市計画法29条に基づく許可申請を行ったのは平成4年1月である。横浜市も東急建設も開発行為として認識しているK1工事は都市計画法29条違反に該当する。ちなみに都計法29条は許可前に開発行為を認める規定はない。仮に覚書が有効であると仮定しても、K1工事着工に関しては都計法29条許可を停止条件とする工事分担契約であるから、東急建設が都計法29条許可以前に工事等の開発行為は許されない。言い換えをするならば、東急建設は横浜市建築局による宅地開発事前審査の過程にある開発事業予定者ではあっても開発事業者ではなくその身分を取得していない（現在も取得していない）無資格者が開発行為に着手することは違法行為であることは言をまたない。（資料5－都市計画法29条）

(5) 仮設橋K1は必要がなかったから設計図にあるはずがなく、公共性・公益性もない

仮設橋K1は横浜市と東急建設が平成2年5月に締結した舞上線の建設に関する覚書に基づき設計図に記載されない違法状態で工事が実施された。K1が設計図になかった理由は舞上線暫定2車線建設にあたって道路施設として想定外であり必要がなか

ったからである。横浜市は、公益上必要がなかったにもかかわらずK1建設を認め、公道の地下部分を長期間東急建設に占有させてきた。道路認定（平成5年）後の区域決定、公示という手続きの任務も放棄し、道路法の適用のない無法状態が継続している。公共性も公益性もなく私的利益に奉仕する違法に建設された構造物であるから、原因者負担において埋め戻し、構造物の撤去を行うべきである。（資料6－K1は設計図に存在しない仮設橋）

(6) 鋼材および電気料—償還する根拠がない

覚書に基づいて東急建設は、K1を含む道路構造物（鋼材および電気料）の費用負担をしているが、「K1橋と鋼材が市に帰属する場合であっても付帯する権利（請求権）を留保する」としており、所有権を放棄していない。K1や鋼材が横浜市に帰属した場合には、K1工事費、電気料、鋼材費等を請求してくる蓋然性が高い。K1について横浜市は民法の付合条項に基づき所有権を主張するが（そしてその権原でK1の補修工事が可能としている）、同じ論法で鋼材費も横浜市に帰属することになる。これらは横浜市の不当利得とも考えられるが、東急建設の不法原因給付とも考えられる。東急の請求は根拠を欠いているので、請求額の全部または一部でも償還に応じることは横浜市の財産に損失を与える不当支出になるので支払うべきではない。（資料7－東急建設の請求権とそれに対する横浜市の考え方）

(7) 横浜市の財産管理を怠る行為が継続されている

横浜市は「今回の開発の中で開発事業者に道路整備をさせることは経緯からしても自然なこと」（第1回舞上線検討委員会議事関連資料）としている。開発条件としてはありえないことではないと思われるが、K1の工事实施は都計法29条許可という条件を欠いており重大かつ明白な違法行為である。20年間こうした横浜市の財産管理を怠る行為である違法状態が放置されてきたことは驚きである。現在宙吊り状態にあるがK1を含む上郷開発計画は横浜市と東急建設との馴れ合い癒着構造によって推進されてきたものである。今後かような違法状態を発生させないチェックシステムが必要と考えるが、監査委員会の勧告をお願いしたい。

以上

(添付資料)

資料1～資料7、平成22年9月22日付追加資料